

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第697号

2014年(平成26年)12月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

国民年金に関することの事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について
(答申)

2014年(平成26年)12月1日付けで諮問(第697号)された国民年金に関することの事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略することについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通知を省略する合理的理由, 目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成24年11月16日成立・11月26日公布された「年金生

活者支援給付金の支給に関する法律」(以下「年金生活者支援給付金法」という。)が、平成27年10月1日より施行される。

この法律は、公的年金等の収入と一定の所得との合計額が一定の基準額以下の老齢基礎年金等の受給権者及び所得が一定基準額以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給権者に対し福祉的な給付措置として「年金生活者支援給付金」(以下「支援給付金」という。)を支給し、これらの者の生活の支援を図ることを目的としている。

「年金生活者支援給付金の支給対象となる者」(以下「対象者」という。)には年金支給に合わせて当該給付金の支給が行われるが、当該給付金の対象者の判定に際しては、公平・公正を期する必要があることから、所得情報等の確認が必要となる。なお、この対象者にかかる所得情報等の確認については「年金生活者支援給付金法」第39条により、市区町村の法定受託事務とされている。

当該給付金の支給に係る業務は厚生労働省から日本年金機構への委託によって行われるが、所得の確認については、日本年金機構から神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)を經由して配信される「年金生活者支援給付金の候補者」(以下「候補者」という。)のデータに各市町村が所得情報等を収録し返送することにより行われる。なお、日本年金機構では、市町村から返送された情報を基に要件審査を行い、対象者を抽出し、ターンアラウンド請求書を対象者に送付する。対象者からこの請求書が提出されると、受付・審査・認定の運びとなる。この事務は毎年行われる。

この対象者は、国の資料によると、全国で老齢年金生活者支援給付金が約500万人、補足的老齢年金生活者支援給付金が約100万人、障害者基礎年金または遺族基礎年金受給者への給付金対象者が約190万人と見込まれており、これに基づいて本市の対象者を算出すると、老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害者基礎年金または遺族年金受給者への給付金の対象者は合わせて約2万人となる。ただし対象者数は約2万人だが、日本年金機構から配信される候補者のデータは、約10万人分と想定される。

日本年金機構から配信される候補者の情報に所得情報を収録するには、まず日本年金機構から配信される基礎年金番号が本市の所有する個人情報のうち誰のものであるかを特定する必要がある。この特定には日本年金機構から配信される基礎年金番号と本市が保有する基礎年金番号を突合する。そして基礎年金番号から特定された個人の所得情報を抽出し収録する。そこで、まず考えられるのは保険年金課が保有する基礎年金番号との突合だが、保険年金課で保有する基礎年金番号はおもに国民年金の被保険者にかかるものに限られ、日本年金機構から配信される基礎年金番号のデータ数に対し、約3割にしか満たないと考えられる。このため日本年金機構から配信さ

れる基礎年金番号と保険年金課が保有する基礎年金番号を突合しても、約7割にあたる7万人分の情報がアンマッチになることが予想される。また、日本年金機構からは「氏名・生年月日」の情報も配信されるが、基礎年金番号と突合しマッチしない者に対し、さらに氏名・生年月日で突合を行ったとしても、生年月日が同一の同姓同名の者や、外国人の氏名の読み方の相違などによって、相当数のアンマッチが出るということが予想される。そこで、より多くの候補者を特定し、迅速な処理を行うためには、介護保険課が保有する基礎年金番号を突合に用いることが考えられる。これは年金受給者の多くが介護保険料を年金から天引きされていることから、その保有数は保険年金課で保有するそれよりも圧倒的に多く、日本年金機構から送られる候補者の基礎年金番号のほとんどが含まれると考えられるためである。

なお、日本年金機構と市町村の基礎年金番号等の情報の授受については、国保連合会と各市町村の介護保険課との間に敷設されている専用回線を使用するよう厚生労働省より指導がある。日本年金機構から配信されたデータは、介護保険課の保有する基礎年金番号と突合するシステムと、保険年金課が利用している税情報を収録するシステムの2つのシステムを通す必要がある。この2つのシステムを構築し、既存の年金システムに追加するものである。このシステム改修については、交付金の対象事業であり、消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日に施行されるかどうかに関わらず、平成26年中に改修を終え、平成27年1月から3月の間に国保連合会との接続を完了させるよう厚生労働省より指導がなされている。

以上、支援給付金の給付事務を正確かつ迅速に行う必要から、介護保険課で保有する個人情報収集し目的外に利用すること、個人情報収集し目的外に利用することに伴う本人通知の省略、日本年金機構から配信されたデータをコンピュータ処理を行うことについて、本市個人情報の保護に関する条例第10条及び第12条並びに第18条に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。なお、システム改修を除き、「個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略」「個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略」「コンピュータ処理」を毎年行うことについて包括的に承認を求めるものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用する項目

介護保険課から情報提供されるもの

ア 特徴管理マスタ

基礎年金番号, 被保険者番号

イ 資格記録マスタ

被保険者番号, 統合宛名番号

- (3) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び個人情報を目的外に利用する必要性について

日本年金機構から配信される候補者の情報に、最大限、最も効率的に本市で保有する候補者の所得情報等を収録するには、基礎年金番号を用いて候補者を特定する必要があるが、年金受給者の多くが、介護保険料を年金から天引きされていることから、本市において基礎年金番号を最も多く保有しているのは介護保険課である。したがって介護保険課の基礎年金番号を支援給付金事務のために介護保険課から収集し、目的外に利用する必要がある。

- (4) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

支援給付金事業の候補者は約10万人と想定している。仮に候補者すべてに通知するとした場合、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。

- (5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の内容

支援給付金の支給については、日本年金機構が候補者のデータを受給者データベースから抽出し、国保連合会と介護保険課間のネットワークを通して市町村に配信する。このネットワークは、国保連合会と介護保険課との専用回線で、外部からのアクセスが出来ないことから、安全性の確保のため厚生労働省の指示に基づいてデータの送受信に使用されるものである。配信されたデータは介護保険課の端末から保険年金課の職員がUSBメモリに保存し保険年金課に搬入する。USBメモリから保険年金課の年金専用端末にデータを複写し、データの内容を確認する。確認したデータを保険年金課とIT推進課の専用回線を使用しIT推進課に送信する。このデータを介護保険課の保有するデータと基礎年金番号で突合させるため、この作業のシステム改修を行う。

IT推進課では、送信されたデータをコンピュータ処理で、介護保険課の特徴マスタと基礎年金番号で、保険年金課の年金マスタと基礎年金番号、氏名、生年月日で突合し、候補者の特定を行う。この際マッチしないものについて電子データの作成及びアンマッチリストの打ち出しを行う。

候補者のデータについては、年金受給者を対象としているが、年金担当の業務で扱っている対象者は、国民年金被保険者である。そのため年金マスタ内の年金受給者は約3割程度しか含まれておらず、年金マスタと突合しても、全体の約7割の7万人がアンマッチになると予想される。日本年金機構からは候補者の氏名・生年月日も配信されるが、このアンマッチ分の7万人に氏名、生年月日を突合したとしても、生年月日が同じ同姓同名の者や、外国人の氏名の

読み方の相違などによって、相当数のアンマッチが出ることが予想される。これらを手作業で1人ずつ後追い調査し、決められた期間内で処理することは極めて困難である。

この問題を解決するため、介護保険課の保有する特徴管理マスタを利用し、基礎年金番号で突合する方法を考えている。年金受給者の介護保険料は、年金から天引きされている関係で、特徴管理マスタには、候補者が大多数含まれている。これを利用し、基礎年金番号で突合し候補者の特定を行う。この日本年金機構から配信されたデータを介護保険課の保有する特徴管理マスタ内のデータと突合させ、アンマッチデータの作成及びアンマッチリストの打ち出し作業をシステム改修し既存の年金システムに追加する。これにより、アンマッチは激減するものと考えられる。アンマッチデータについては、現在の状況を調べるため、IT推進課との専用回線を使用し、保険年金課に送信され、アンマッチリストはIT推進課から保険年金課に持ち込まれる。このアンマッチ情報は年金担当の年金システム及び住基システム等をもとに調べ、正しい情報に修正しIT推進課から送信された電子データに保存し、専用回線を使用し、IT推進課に補足データとして送信する。IT推進課はすでにマッチしたデータと当該補足データを合わせるコンピュータ処理を行う。支援給付金の市町村の業務内容は、所得情報等を候補者データに収録し、返送することである。処理としては、年金担当が保有するコンパクト税ファイルの税情報等を候補者データに収録することになる。この日本年金機構から配信され、本市のデータとマッチしたデータについて税情報等を収録する作業をシステム改修し、既存の年金システムに追加する。作成されたデータは、IT推進課から保険年金課へ専用回線を使用し送信される。保険年金課では、送信されたデータを確認し、USBメモリに保存し、介護保険課に搬入する。搬入したUSBメモリから介護保険課と国保連合会のネットワーク端末に年金担当の職員がデータを複写し、専用回線を使用し国保連合会を通して日本年金機構へ送信する。

イ コンピュータ処理の必要性

給付金の支給については、国の制度の目的から、迅速かつ正確な支給事務を求められ、本市では候補者約10万人に所得情報を収録し返送しなければならず、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であると考えられる。

ウ コンピュータ処理を行う情報と項目

(ア) 保険年金課

(a) 年金マスタ

基礎年金番号, 国保宛名番号

(b) 長期給付マスタ

証書番号, 国保宛名番号

(c) 短期給付マスタ

証書番号, 国保宛名番号

(d) コンパクト税ファイル

総所得合計, 公的年金, 雑所得(年金), 雑損, 医療費, 社会保険料, 社会保険(小規模), 配偶者特別控除(入力値), 配偶者特別控除(換算値), 本人特別障害該当, 本人普通障害該当, 本人寡婦該当, 本人勤労学生該当, 控対配偶者有無, 特定扶養者数, 老人扶養者数, 普通扶養者数, 特障害者特別扶養者数, 普通障害者扶養者数

(e) 統合宛名

宛名番号, 個人番号, 世帯番号, 住登区分, 住所__住所名, 住所__方書名, 氏名, 氏名カナ, 生年月日, 性別, 住民年月日, 住民届出年月日, 前住所__住所名, 前住所__肩書名

(1) 介護保険課

(a) 特徴管理マスタ

基礎年金番号, 被保険者番号

(b) 資格記録マスタ

被保険者番号, 統合宛名番号

(ウ) 日本年金機構から情報提供を受けるもの

候補者の氏名, 住所, 生年月日, 性別, 基礎年金番号

エ 安全対策

(ア) 保険年金課での安全対策について

(a) 日本年金機構から配信したデータについては, CSVファイルとし, 国保連合会を通し, 国保連合会と介護保険課間の専用ネットワークを使用することにより安全性の確保に努める。

(b) 日本年金機構から配信されたデータは, 介護保険課の専用端末からUSBメモリに保存する。USBメモリについては, パスワード設定する。この作業は, 決められた年金担当の職員が介護保険課に行き, 直接行う。端末操作は介護保険課の決められた職員がパスワード入力し立ち上げ, 年金担当の職員が操作する。保存が終わったデータは, 端末から消去する。

(c) 介護保険課でデータを保存したUSBメモリは, 決められた年金担当の職員が運搬する。

(d) 保険年金課に搬入したUSBメモリ内のデータは特定の年金端末に複写し, データ内容を確認後USBメモリ内のデータは速やかに消去する。なお端末操作については, 決められた年金担当の職員がパスワードを使用し行う。

(e) 端末に保存したデータは, 専用回線を使いIT推進課に送信する。専用回線は保険年金課とIT推進課と直接接続されているため安全性が確保されている。IT推進課へ送信したデータは, 送信後速やかに端末から消去する。

(f) IT推進課で作成されたアンマッチの電子データは専用回線を使

用し保険年金課へ送信され、I T 推進課で打ち出されたエラーリストは施錠可能な専用ケースに入れて決められた年金担当の職員が保険年金課へ運搬する。

- (g) 保険年金課は、アンマッチの電子データ及びエラーリストに基づいて補足データを作成する。補足データの作成は、決められた年金担当の職員により、年金システム端末、住基端末を検索し電子データに修正入力する。端末の使用についてはパスワード設定して行う。補足データ作成後はエラーリストを速やかにシュレッダーなどにより復元できないように処理して廃棄する。
- (h) 作成された補足データは、専用回線を使用し I T 推進課に送信する。I T 推進課送信後は速やかにデータを消去する。
- (i) I T 推進課で所得情報を収録したデータは、C S V ファイルに変換後専用回線を使用し保険年金課に送信される。決められた年金担当の職員により端末から U S B メモリに保存する。なお、作業端末を操作するときはパスワードを設定し、U S B メモリもパスワード設定をする。
- (j) 入力された U S B メモリは、決められた年金担当の職員が介護保険課に搬入する。
- (k) U S B メモリ内のデータを国保連合会と介護保険課との専用ネットワーク用の端末に複写し、専用回線で国保連合会を通して日本年金機構に送信する。送信後は U S B メモリのデータは給付事務が終了するまでの 1 年間保存する。端末操作については、端末の立ち上げは決められた介護保険課の職員が行い、決められた年金担当の職員が端末使用をする。

以上、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」に則り、安全対策に努める。

(6) 実施時期

2015年6月（以降毎年同時期に実施）予定。

(7) 提出資料

- ア 制度の概要
- イ 法律（抜粋）
- ウ コンピュータフロー図
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び

目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

日本年金機構から配信される候補者の情報に、最大限、最も効率的に本市で保有する候補者の所得情報等を収録するには、基礎年金番号を用いて候補者を特定する必要があるが、年金受給者の多くが、介護保険料を年金から天引きされていることから、本市において基礎年金番号を最も多く保有しているのは介護保険課である。したがって介護保険課の基礎年金番号を支援給付金事務のために介護保険課から収集し、目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関は個人情報をも本人以外のものから収集することに伴い本人通知を省略する理由及び目的外に利用することに伴い本人通知を省略する理由について次のように述べている。

支援給付金事業の候補者は約10万人と想定している。仮に候補者すべてに通知するとした場合、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、市民へは広報紙等により周知を図ることを条件とする。

(3) コンピュータ処理について

実施機関は、コンピュータ処理を行う必要性について次のように述べている。

ア コンピュータ処理の必要性について

給付金の支給については、国の制度の目的から、迅速かつ正確な支給事務を求められ、本市では候補者約10万人に所得情報を収録し返送しなければならず、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であると考えられる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が説明要旨(5)アの(a)から(k)(以下(a)から(k)という)において示す安全対策は次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

- (a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (c), (j)
- (b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (b), (d), (g), (i), (k)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (b), (d), (e), (h)

(d) 利用後に不必要となった個人情報を実際に廃棄するための措置 (g)

(e) データ媒体の安全性を高めるための措置 (b), (i)

(f) 実施機関の安全対策を高めるための措置 (a), (f)

(g) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
(a), (e), (f), (h), (i), (k)

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上